

平成 18 年 8 月 11 日

各 位

上場会社名	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 (コード番号：7707)
本店所在地	千葉県松戸市上本郷 88 番地
問い合わせ先	取締役業務本部長 秋本 淳
T E L	047-303-4800
U R L	<a href="http://www.pss.co.jp/">http://www.pss.co.jp/</a>

## 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。本プランは、その基本的考え方について、本年 9 月開催予定の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって導入することといたします。

なお、本プランにつきまして、社外取締役 1 名及び社外監査役 2 名はいずれも、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

### ・本プランの概要

本プランは、当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続を明確にし、買付者との交渉の機会を確保することにより、適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

具体的には、当社株券等の 20% 以上となる株券等の買付又は公開買付けを実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。その上で、当社取締役会は特別委員会を設置し、特別委員会は独自に外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と当社取締役会の提示した代替案の開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権無償割当ての実施）を取締役に報告し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保いたします。

なお、本プランの導入に当たっては、株主の皆様のご承認を得るため、定款を変更し、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行う場合は、株主総会の決議によるか、株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任するかのいずれかの方法によることといたします。

## ・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1．基本方針の内容

21世紀のキーテクノロジーとして期待されるバイオテクノロジーは、生命科学及び保健医療科学の進歩促進をはじめ、高齢化社会問題、環境・食料問題、エネルギー問題など、様々な問題の解決に重要な役割を果たすものです。当社グループは、「バイオ産業のトータル・システム・インテグレータとして、人類の健康と幸福に貢献していく」ことを企業理念にかかげ、世界のバイオ産業の発展に寄与することを通じて、自らも中長期的な発展・成長を実現し、株主、取引先、従業員等のステークホルダーに貢献していきたいと考えております。

当社グループの特許技術である「マグトレーション・テクノロジー」を利用したDNA自動抽出装置等につきましては、現在、複数の会社とOEM契約を締結し、ワールドワイドに製品供給を行っております。遺伝子・プロテオーム解析関連業界は未だ黎明期ともいえる環境下、この装置に関する需要はまだ発生したばかりであり、今後もさらなる市場拡大が期待できるものと考えており、当社グループとしては、欧米子会社を有効活用した事業展開を核に、DNA抽出・精製装置としてのグローバル・スタンダードの獲得を目指してまいります。さらに、DNA自動抽出装置のみならず、研究開発活動をより強化し、全自動DNA解析装置、SNPsやプロテオーム解析装置、試薬開発等も行い、中長期的には遺伝子関連業界における総合的なインフラ提供企業へと発展していく方針であります。

### 2．基本方針の実現に資する取組み

基本方針の実現のために、当社が具体的に取り組んでいる内容は、以下のとおりであります。

#### (1) DNA自動抽出装置等の品揃え

当社グループの製品をDNA自動抽出装置分野におけるスタンダード製品とするために、遺伝子研究の現場における多種多様なニーズに応えていく必要があると考えております。特にその品揃えは重要であり、既にOEM機種も含めて、20機種を超えております。

#### (2) OEM供給による大量販売戦略

当社グループの製品をワールドワイドに素早く浸透させるためには、大手企業へのOEM供給が非常に効果的であると考えております。当社グループは、複数企業とのオープンアライアンスを基本方針としており、OEM先に関しては、ロシユグループ、キアゲングループをはじめとして、(株)三菱化学ヤترونなど計6社、特許技術のロイヤリティー契約先1社の計7社（平成18年6月末現在）と契約を結んでおります。こういったOEM供給を通じて、DNA自動抽出装置等は、累計4,000台以上の出荷台数となり、現在も事業拡大中であり、

#### (3) 研究開発活動の強化

DNA自動抽出装置等に関する品揃え強化とともに、全自動DNA解析装置の実現に向けて、資金面及び人員面において研究開発活動を強化しております。遺伝子測定においては、具体的な測定項目（コンテンツ）が重要になってまいります。例えば、具体的な病気を対象とした遺伝子関連疾患の予防診断や具体的な薬剤を対象としたテーラーメイド医療などへの利用が考えられます。こういったコンテンツを保有する大学や研究機関、民間企業などとのコラボレーションを積極的に展開しております。

また、当社グループがDNA自動抽出装置等の世界への販売を一層拡大するには、自社での試薬を提案・供給することが事業戦略上大変重要な要素となってまいります。消耗品としての試薬ビジネスは大きな利益をもたらす源泉となること、またエンドユーザーのニーズにきめ細かく対応していくためには様々な用途に応じた試薬を提案する技術力が当社グループ内に備わっている必要があるためです。これまでは、DNAやRNAの単純な抽出・精製を目的としたものでしたが、今後の

業界需要は、遺伝子発現解析やSNPs解析に対するサンプルプレップや一貫前処理システム等、具体的な目的と直結した試薬と自動化システムが求められてきています。こういった動きに対応するため、国内外の様々な試薬メーカーとの接触を図っており、当社システムに搭載可能な試薬を集め、製品化に向けたアプリケーション開発を実行しております。

#### **(4)グローバル展開のための体制構築**

遺伝子・プロテオーム解析関連業界は世界規模での進展が凄まじく、先行している欧米市場に対する事業戦略が重要施策となっております。当社グループでは、これら欧米諸国に子会社を設け、それぞれ新規の業務提携・共同研究先の開拓、既存OEM先との連携強化、大学・研究機関などへの営業活動等を積極的に行うための体制を構築しております。

上記(1)から(4)の取組みにより、当社製品は、DNA抽出・精製分野では、グローバル・スタンダードの技術になりつつあるものと考えております。当社グループは、現在遂行中の研究開発活動を継続・加速することで、また新たな分野においても、日本発のグローバル・ニッチ・スタンダードを獲得して参りたいと考えております。

当社は、上記のような事業戦略により、当社及び当社グループの事業基盤の構築・維持、そして持続的な発展が実現し、ひいては企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

3．以上の当社の基本方針及びその実現のための取組みに鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

### **・本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）**

#### **1．本プラン導入の目的**

近時、大量買付者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を提供しないもの、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

本プラン導入の目的は、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためのものであります。具体的には、当社株式に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下、「買付」という。）が行われる場合に、買付を行う者又はその提案者（以下、「買付者」という。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、買付者との交渉の機会を確保することにより、適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

## 2. 本プランに係る手続

### (1) 対象となる買付

買付者により、以下のいずれかに該当する買付がなされた場合に、新株予約権無償割当てを行うか否かを検討します。

当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (2) 特別委員会の設置

当社取締役会は、買付がなされた場合又はなされる可能性がある場合、速やかに特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役及び社外監査役を含む3名以上を、特別委員会の委員として選定いたします。

### (3) 買付者に対する情報提供の要求

買付を行う買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付の実行に先立ち、当社に対して、別紙1に定める「買付者の買付内容の検討のために必要な情報」（以下、「必要情報」という。）及び買付者が買付に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」という。）を当社の定める書式により提出していただきます。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とする。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

### (4) 買付内容の検討・当社取締役会による代替案の検討・買付者との交渉

当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、当社取締役会に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求いたします。

---

<sup>1</sup> 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。

<sup>2</sup> 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。）。

<sup>3</sup> 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。

<sup>4</sup> 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>5</sup> 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。

<sup>6</sup> 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。

<sup>7</sup> 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

#### 特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、原則として最長 60 日間（ただし、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、この期間を延長することができるものとする。以下、「特別委員会検討期間」という。）、買付者の買付内容の検討、当社取締役会が提示する代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に買付者と協議、交渉等を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

#### 情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要とその他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

#### (5)特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容その他の事項（特別委員会検討期間を延長する場合には延長する理由を含む。）について、速やかに情報開示を行います。

##### 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が、別紙 2 に定める「新株予約権無償割当ての要件」のいずれかに該当し、新株予約権無償割当てを実施することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを勧告いたします。

なお、特別委員会は、新株予約権無償割当てに関し、株主意思を直接確認することを勧告することもあります。

##### 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等の結果、買付者による買付が、別紙 2 に定める「新株予約権無償割当ての要件」のいずれにも該当しなくなるか、該当しても新株予約権無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施しないことを勧告いたします。

ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が、別紙 2 に定める「新株予約権無償割当ての要件」のいずれかに該当し本新株予約権無償割当てを実施することが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

##### 特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

## **(6)取締役会の決議**

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての実施又は不実施について決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。なお、買付者は、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

### **3．新株予約権無償割当ての要件**

当社は、買付者による買付が、別紙2に定める「新株予約権無償割当ての要件」のいずれかに該当し、新株予約権無償割当てを実施することが相当と認められる場合、「2．本プランに係る手続」に定める手続により、新株予約権無償割当てを行います。

### **4．本新株予約権無償割当ての概要**

本プランが発動されることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で無償割当ていたします。本新株予約権の詳細につきましては、別紙3「新株予約権の概要」をご参照ください。

### **5．本プランの有効期間、廃止、修正及び変更**

本プランの有効期間は、当社基本方針に従い、その実現のための取組みについて中期的に実行していくことになるため、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行なうのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、本プランの修正又は変更等を行う場合があります。

当社は、本プランを廃止、修正又は変更しようとする場合は、予め特別委員会の勧告を求めるものとします。また、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その内容その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

#### **．本プラン導入の手続**

本プランは、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策であります。

会社法によれば、取締役会設置会社は、取締役会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定できますが、株主の皆様の意思をよりよく反映させるために、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うにつきましては、株主総会の決議によるか、株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任するかのいずれかの方法によることにし、その旨の定款の変更を行うことといたします。

#### **．本プランの合理性（基本方針に関する本プランの該当性）**

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

## 1．株主意思を重視するものであること

本プランは、本年9月開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって導入されま

す。  
また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様の意思が反映されます。

## 2．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。

## 3．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

## 4．本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

## 5．第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みが確保されております。

### ．株主の皆様への影響

#### 1．本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### 2．新株予約権無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、その有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。なお、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内で、当社所定の必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり、1円以上の額で当社取締役会が決定した額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、当社株式が1株発行されることとなります。

ただし、当社が、新株予約権を取得できる旨の取得条項を適用した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を取得し、これと引換えに新株予約権の対価として行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合には当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様におかれましては、当該取得日の日に当然に新株予約権の行使はできなくなりますが、新株予約権取得の対価として当社株式が交付されるため、株主の皆様へ取得条項の適用による不利益はございません。

以上の手続の詳細につきましては、新株予約権無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

以 上



**買付者の買付内容の検討のために必要な情報（必要情報）**

- 1．買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種・同類の事業についての実績・経験等に関する情報を含む。）
- 2．買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類・買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行可能性等を含む。）
- 3．買付に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- 4．買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定条件、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容及びその算定根拠、そのうち他の株主に対して分配されるシナジー効果の内容及びその算定根拠等を含む。）
- 5．買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者及び実質的提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- 6．買付後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び特許政策等
- 7．買付等後における当社グループのお客様、取引先、従業員、その他当社グループに係る利害関係者への対応方針
- 8．当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- 9．その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

以 上

---

<sup>8</sup> 証券取引法第 27 条の 3 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）。

### 新株予約権無償割当ての要件

1. 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合
2. 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合
  - (1) 株式を買占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - (3) 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
3. 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
4. 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
5. 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
6. 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画等、買付後における当社のお客様、取引先、従業員等に対する対応方針等を含む。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適當な買付である場合

以上

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権無償割当ての当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下、「基準日」という。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

基準日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）と同数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 3. 新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

(1) 新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当初1株とする。なお、当社が新株予約権の発行後、株式の分割及び株式の併合を行う場合には所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、基準日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）と同数を当初の上限とする。

### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は1円以上であって新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

### 7. 権利行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日から6ヶ月を経過する日までの間で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

### 8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

### 9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 10. 新株予約権の行使の条件

大量買付者及びその一定の関係者その他次の各号に定める者は、新株予約権を行使することができない。詳細については新株予約権無償割当て決議において当社取締役会で別途定めるものとする。

- (1) 特定大量保有者<sup>9</sup>
- (2) 特定大量保有者の共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
- (3) 特定大量買付者<sup>10</sup>
- (4) 特定大量買付者の特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。）
- (5) 上記(1)ないし(4)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者
- (6) 上記(1)ないし(5)記載の者の関連者<sup>11</sup>

## 11. 取得条項

- (1) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、前項の規定によって新株予約権を行使できない者以外の者が有する新株予約権を取得し、これと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり対象株式数の当社普通株式を交付することができる。またかかる取得がなされた日より後に、新株予約権を行使することができない者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個当たり対象株式数を交付することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の効力発生日から、行使期間開始日又は上記(1)による取得の日のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

## 12. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時の存続会社等による新株予約権の交付に関する事項

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

以 上

---

<sup>9</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとし、また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、

<sup>10</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法同条項に定義される。）の開始の公告をおこなった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%を超えることとなる者をいいます（当社取締役会がこれらに該

当すると認めたとを含む)。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会がいつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

- 11 実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者(当社取締役会がこれらに該当すると認めたとを含む)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいいます。

### 特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 特別委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
  - (1)大量買付行為に対抗するための新株予約権無償割当てその他の対抗措置の発動
  - (2)大量買付者及びその一定の関係者との交渉に基づく新株予約権無償割当ての中止、新株予約権の無償取得その他の対抗措置の廃止
  - (3)前2号に準じる重要な事項
  - (4)その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
4. 特別委員会は、本プランが特別委員会の職務として定める職務を行う。特別委員会の各委員は、かかる職務の遂行にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
5. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 特別委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

## 地崎 修（ちさき おさむ）

昭和 47 年 3 月	通商産業省（現経済産業省）入省
平成 元 年 7 月	中国通商産業局（現中国経済産業局）商工部長
平成 5 年 6 月	同省生物化学産業課長
平成 7 年 6 月	石油公団備蓄計画部長
平成 9 年 7 月	財団法人バイオインダストリー協会専務理事（現任）
平成 11 年 6 月	日本バイオ産業人会議事務局長（現任）
平成 13 年 7 月	社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム理事（現任）
平成 16 年 9 月	当社社外取締役（現任）

## 箕 悦生（かけひ えつお）

平成 4 年 10 月	センチュリー監査法人（現新日本監査法人）入社
平成 10 年 2 月	株式会社メッツ取締役業務管理部長 就任
平成 12 年 8 月	株式会社アーケイディア・グループ設立代表取締役（現任）
平成 12 年 9 月	当社監査役（現任）
平成 13 年 7 月	株式会社メッツ 監査役就任
平成 13 年 7 月	夢の街創造委員会株式会社監査役（現任）
平成 16 年 3 月	東京国際監査法人設立代表社員（現任）
平成 17 年 12 月	株式会社ウェブクルー 監査役就任（現任）

## 大竹 秀達（おおたけ ひでさと）

昭和 43 年 4 月	弁護士登録、東京弁護士会に所属（現任）
昭和 50 年 1 月	麹町法律事務所開設（現任）
平成 4 年～12 年	東京簡易裁判所調停委員
平成 11 年	通産省「商慣行改善調査研究」調査委員
平成 16 年 4 月	専修大学法科大学院客員教授（現任）

以 上